

“担い手 3 法” を理解して建設業の広報活動強化を



山本卓朗
論説委員長
シビルNPO 連携プラットフォーム
代表理事

2014 年 6 月に品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、建設業法と入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）が改正・施行された。この改正法律は後述するように“担い手 3 法”と呼ばれ、建設産業の再生に大きな役割を果たすものであるが、地味な話題であり、建設専門家の間でも周知されていないようである。この法の趣旨を生かした活動には難しい課題が山積しており、その克服に向けて、公共事業の受発注者の努力はもとより多くの国民の理解と支援が必要である。このための広報活動の強化を期待したい。

品確法はほぼ 10 年前の 2005 年に公共調達を「価格のみの競争」から「価格と品質を総合的に評価する競争」へ転換することを目的に施行されたもので、建設業界に極めて強いインパクトを与え、業界を挙げて体質改善を進めるきっかけとなった。筆者は当時の土木学会論説 2007 年 8 月版「誇りを持って建設業を語る」のなかで、「2006 年の春、トップクラスの建設企業がリードする形で、強い決意のもとに“談合はもとより古いしきたりからの訣別”に向け大きく舵を切った。そして、『公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）』をベースに、価格のみによる競争から脱皮し、本格的な技術競争によって適切な社会資本を構築する時代に入った。・・・（中略）・・・建設業界は談合調整行為からの訣別という後に戻ることに出来ないルビコン川をわたり、新しい歴史をつくる時代に入った。これを契機に真に魅力ある建設業をめざし、誇りを持って困難を克服していきたいと思う。」と記述している。

建設業界ではこのような決意のもとに、官民一体となって入札制度の改革に取り組んできたが、その後の道のりは大変厳しかった。失われた 20 年と言われた長期にわたる経済の低迷と公共事業の削減が重なり、技術競争どころか低価格でのたたき合い、そして建設産業の疲弊と現場の担い手が急速にいなくなるという事態に至ってしまった。

一方、建設産業にとって「適正利潤の確保」は沈痛な願いであったが、公共事業を遂行するという立場を意識し、声高く主張する事への遠慮があった。しかし健全経営は改革への取り組みの必須要件であり、日本建設業団体連合会は 2007 年に「日建連等企業行動規範」を改訂し、その冒頭に「今後の社会的使命を果たしていくために“企業としての適正利潤を得て・・・”という文言をあえて挿入し、傘下企業の自覚を促した（2009 年 7 月版土木学会論説「建設業の適正利益確保について」より）。残念ながら「工事は安ければ安いほど良い」という無理解が続く中で、適正利潤の議論が大きく取り上げられることなく今日まで推移してしまった。

このような厳しい環境が長年にわたり続いてきたが、東日本大震災や構造物の崩落事故などを契機に、国民の安全安心への関心が高まるとともに、それを担う建設産業への再認識がなされ、品確法などの改正へとつながることとなった。そして改正された品確法には、基本理念である「公共事業の品質確保」に加え、「担い手の中長期的な育成及び確保」「適正価格での契約」などが新たに示され、関連する建設業法と入契法の改正とともに、“担い手 3 法”と呼ばれるようになったものである。

このような長年の経緯と過程は、建設業を理解するうえで極めて大切であり、まず建設専門家自身が学習するとともに、広く社会に理解を求め、改めて建設業の再生に努力を傾注すべきである。

建設業界においては、従来からも各企業はもとより、業界団体・官公庁そして土木学会などとも連携した広報活動に熱心に取り組んできた。しかし将来の建設生産システムを担う技術者、技能労働者を育成確保するという大きな目標達成のためには、従来のいわば素人広報から脱皮し、広報専門家の参画を求めるなど高度な広報戦略が必要である。土木学会では、震災後の建設関係者の活動が十分に広報されなかったという反省を込めて広報戦略の議論を深め、その改善強化のために本年 6 月「土木広報センター」を立ち上げた。これを機に建設業界も土木学会広報などと連携し、取り組みを一新することを期待したい。

参考文献：「担い手 3 法まるわかり—公共工事の受・発注はこう変わる—」日刊建設通信新聞社、2014 年